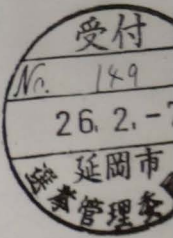


異議申出書



平成二十六年一月二十六日に行われました延岡市長選挙は、投票率が過去最低の四十四、六八％という有権者数の過半数に満たない、大変盛り上がりには欠けた寂しい選挙戦となりました。

本市の現状は、多くの失業者や生活困窮者などの低所得者が、毎日苦しい生活を強いられており、一日も早く脱却をしなければならぬと思っておりますので、私は市議会議員の任期途中でありましたが、豊かな市民生活と経済の活性化を取り戻すために、立候補を決意したのであります。

結果はご周知の通り落選をいたしました。今回の選挙戦を振り返ってみましたところ、あまりにも議会と現職首藤正治候補者の蜜月な選挙運動のあり方に、失望するとともに、疑問と憤りを禁じえませんでした。特に、昨年四月一日に施行いたしました「議会基本条例」違反や、「公職選挙法」違反を、市民の目前で堂々と実行していた議員の方々の、その行動に愕然といたしました。

例えば、平成二十六年一月十五日の市長選挙のための決起大会が、延岡総合文化センター会場において行われた時に、首藤正治候補者のトレードマークのジャンパーを着用して、受付場所に立っていた議員


さんたちを、多くの市民や、マスコミにも目撃されていきました。また、平成二十六年一月十九日、首藤正治候補者の出陣式において、内田理佐議員は、選挙用自動車に同乗するウグイス嬢として紹介され、松田満男議員と稲田和利議員は、その会場で「がんばろう」の氣勢を上げているところが、新聞記事に載っていました。さらには、北浦町で佐藤裕臣議員が、北方町では上田美利議員が、それぞれ、首藤正治候補者の選挙用自動車に群がる人々とともに、支援の輪に加わっていたところを、私は目撃いたしております。

このような議員の行動は、「議会基本条例」第二章「議会及び議員の活動と責務」、第二条の第一項「市民を代表する議決機関であることを認識し、公平性及び透明性を重んじて、市にとって重要な事項の意思決定を行うとともに、市長その他の執行機関（以下市長等という。）が行う市政の運営状況を公正に監視、評価すること。」また、第三条、第一項の（一）「市民の代表として、公正及び公平に、市民全体の福祉向上を目指して活動すること。」さらに、第八条の第一項「議会は、議会審議における議員と市長等との関係については、対等な緊張関係の保持に努めるものとする。」という、条例に違反する行為であります。中でも、内田理佐議員は、四年前の市長選挙でも、選挙用

自動車に同乗して選挙運動をしておりましたが、今回も同様にウグイス嬢として選挙運動をしたことは、明らかに、公職選挙法第三百六十六条の二①に抵触するものであります。つまり、議員は地方公務員法において、特別職の地方公務員であることから、その地位を利用しての選挙運動ができないのであります。

また、首藤正治候補者は議員たちを利用し、「議会基本条例」違反をさせて選挙妨害をしたことや、内田理佐議員を雇いこんでウグイス嬢をさせた行為は、「公職選挙法」、第一条の「この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明する意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて、民主政治の健全な発達を期することを目的とする。」に、違反する行為であります。最後に、平成二十五年十一月五日に首藤正治後援会顧問の高橋勝氏、平成二十五年十一月六日に、同じく、首藤正治後援会顧問の戸田行徳氏から呼び出され、「市長選挙に出るな。」と、選挙妨害を受けたことも付け加えておきます。

今回の選挙はどのように考えても、私を落選させるために、首藤正治候補者と議会関係者が結託して、意図的に、選挙違反を行ったこと

は明白であります。以上のことから、今回の延岡市長選挙は、おける、
首藤正治候補者の当選は、無効であることを主張し、異議申し立てと
いたします。

平成二十六年二月七日

延岡市長選挙立候補者

小田 忠良



決 定 書

宮崎県延岡市大野町1112番地1

異議申出人 小田 忠 良

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から、平成26年2月7日付けで提起された、平成26年1月26日執行の延岡市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、延岡市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異 議 の 申 出 の 要 旨

申出人は、自ら立候補した本件選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）及び延岡市議会基本条例（平成25年条例第26号。以下「条例」という。）に違反した選挙運動が行われた本件選挙が無効であるとする旨の異議の申出をしたものである。

その理由を要約すると、次のとおりである。

- 1 本件選挙において、候補者である首藤正治（以下「首藤候補」という。）の決起大会に、首藤候補のトレードマークのジャンパーを着用した現職の延岡市議会議員（以下「現職市議」という。）が立っていた。また、首藤候補の出陣式においてウグイス嬢として紹介された現職市議や出陣式において支援の輪に加わっている現職市議がいた。これらの行動は、条例第2条第1号、第3条第1号及び第

8条第1項に違反する行為である（要旨1）。

2 ウグイス嬢として選挙用自動車に同乗して選挙運動を行っていた現職市議がいた。現職市議は、特別職の地方公務員であることから、その地位を利用した選挙運動ができないのであって、これは、法第136条の2の「公務員等の地位利用による選挙運動の禁止」に違反する行為である（要旨2）。

3 首藤候補が現職市議を利用し1及び2の行為をさせたのは、法第1条の「この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって、民主政治の健全な発達を期することを目的とする。」に違反する行為である（要旨3）。

4 首藤候補の後援会顧問らから呼び出され、「市長選挙に出るな。」と選挙妨害を受けた（要旨4）。

以上1から4までの行為は、申出人を落選させるために、首藤候補と現職市議らが結託し、意図的に、法及び条例に違反する選挙運動を行ったものである。

決 定 の 理 由

1 申出の理由（要旨1）について

(1) 申出人は、要旨1において、現職市議の行動が条例第2条第1号、第3条第1号及び第8条第1項に違反する行為であると主張している。

(2) 選挙の無効の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限定されている。

この場合の「選挙の規定に違反すること」については、最高裁判所の判決において、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いで

あろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのもあって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。」と判示されている（昭和61年2月18日最高裁判所第三小法廷判決）。

- (3) これをもとに検討すると、要旨1における現職市議の行動は、具体的な選挙の管理執行の手續を定めた規定に違反するものではなく、また、条例の各規定に違反するか否かと本件選挙の管理執行上、法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることとは直接関係がないものである。

そのため、条例の各規定を根拠として、本件選挙についての選挙無効に関する判断を行うことはできない。

- (4) したがって、申出人が主張する申出の理由（要旨1）を採用することはできない。

2 申出の理由（要旨2）について

- (1) 申出人は、要旨2において、現職市議がウグイス嬢を行うことは、議員が特別職の地方公務員であることから、その地位を利用した選挙運動と言え、法第136条の2第1項に定められた禁止行為であると主張している。

- (2) これを1(2)でみた最高裁判所の判決に照らすと、要旨2における現職市議の行為は、具体的な選挙の管理執行の手續を定めた規定に違反するものではなく、また、法第136条の2第1項の規定に抵触するか否かと本件選挙の管理執行上、法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることとは直接関係がないものである。

そのため、法第136条の2第1項の規定を根拠として、本件選挙についての選挙無効に関する判断を行うことはできない。

- (3) なお、申出人が主張の根拠とする法136条の2第1項は、一般職たると特別職たるとを問わず公務員がその地位を利用して選挙運動をすることを禁止したものであるが、この規定については、裁判例において「公職選挙法が本来自由であるべき選挙活動に公共の福祉の見地から法的な規制を加えた基本的精神に即して同法条を合理的に理解すれば、同条違反の罪は、公務員の管掌する職務が選挙運動の対象者と密接な関連があって、これを通じて相手方に対し利益又は不利益な影響を及ぼし得る状況にあることからして、その者のなす選挙運動が便宜かつ有利で効果的な影響力があると見られる場合において、その地位を利用して選挙運動をすることを指称」

するものである。「なぜなら、国家公務員法（第102条）、地方公務員法（第36条）が公務員の政治活動を禁止した所以が、公務の中立、厳正を期し、服務の公正と完全性を保持する意図に出たものであることを参酌し、さらに公職選挙法が専ら選挙の自由と公正を保障することを趣旨としたものであることに鑑みれば、前示同法条（法136条の2第1項）の含意するものは、単に公務員がその公務員としての社会的信頼自体を利用することを規制しようとしたものでなく、およそ対象者との間に職務上密接な関連があり、その職務の行使を通じて何らかの利益又は不利益な影響を及ぼし得る立場にある者が、その影響力を利用して効果的な選挙運動をなすことにより、選挙の公正と自由を阻害すると評価するに足りる限り、不当にその地位を利用するものといえるので、かかる選挙運動を排除しようとしたものである。」と判示されている（昭和42年5月23日福岡高等裁判所判決）。

そのため、延岡市議会議員は、特別職の公務員であるが、申出人が主張するように選挙運動を行った者が特別職の公務員の地位にあることのみをもって、法136条の2で禁止されているその地位を利用しての選挙運動を行っているとは言えない。

- (4) したがって、申出人が主張する申出の理由（要旨2）は採用することはできない。

3 申出の理由（要旨3）について

- (1) 申出人は、要旨3において、首藤候補が現職市議を利用し要旨1及び要旨2の行為をさせたのは、法第1条の規定に違反する行為であると主張している。

- (2) 申出人が法第1条に違反すると主張する首藤候補の行為が事実であるかは不明であるが、仮に事実であるとして、1(2)でみた最高裁判所の判決に照らすと、この行為は、具体的な選挙の管理執行の手續を定めた規定に違反するものではなく、また、法第1条の規定に違反するか否かと本件選挙の管理執行上、法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることとは直接関係がないものである。

そのため、法第1条の規定を根拠として、本件選挙についての選挙無効に関する判断を行うことはできない。

- (3) したがって、申出人が主張する申出の理由（要旨3）は採用することはできない。

4 申出の理由（要旨4）について

- (1) 申出人は、要旨4において、首藤候補の後援会顧問らから選挙妨害を受けたと主張している。
- (2) これを1(2)でみた最高裁判所の判決に照らすと、要旨4における後援会顧問の行為は、具体的な選挙の管理執行の手続を定めた規定に違反するものではなく、また、本件選挙の管理執行上、法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることとは直接関係がないものである。
- (3) したがって、申出人が主張する申出の理由（要旨4）は採用することはできない。

5 結論

以上のとおり、申出人の主張には、本件選挙を無効とする理由がないことから、法第216条第1項において準用する行政不服審査法第47条第2項の規定により、当委員会は主文のとおり決定する。

平成26年3月3日

延岡市選挙管理委員会
委員長 緒方 忠



この決定に不服のある者は、その決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で宮崎県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。（公職選挙法第202条第2項）

上記決定書の謄本は、原本と相違ないことを証明する。

平成26年3月3日

延岡市選挙管理委員会
委員長 緒方 忠

